

○洲本市障害者のコミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大に関する条例

平成29年3月23日条例第14号

洲本市障害者のコミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大に関する条例

障害のある人もない人も、全ての人が当たり前で心を通わせ、理解し合える暮らしやすい社会の実現が求められている。こうした社会を実現するためには、十分な情報の共有やコミュニケーションの手段が必要である。

しかしながら、障害等の理由により、音声や文字をそのままでは受け取りにくい人たちもいる。これまで障害者の多くは、生活の様々な場面において、必要な情報の取得が困難で不便を生じたり、相互の理解を深めるためのコミュニケーションが困難で不要な誤解を招く等の経験をしている。こうした中で、情報は、生活の基礎として重要でありながら、手話、要約筆記、点字等に対する理解やこれらの普及の取組が充分ではないことを理由にその取得や選択が制限されている。そのため、コミュニケーションの手段について、選択の機会を拡大し、利用できる環境を整える必要がある。

このような現況に鑑み、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）では、合理的配慮の概念が盛り込まれるとともに、言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語であると定められ、音声言語だけでなく手話についても言語であると国際的に認められた。また、条約の署名を契機に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）においては、全ての障害者について、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通の手段についての選択の機会の確保や情報の取得又は利用のための選択の機会の拡大が図られることが示された。

ここに私たちは、情報の取得の重要性と手話が言語であることの意義や多様な手段によるコミュニケーションの必要性を認識し、障害者の手話、要約筆記、点字等の伝達手段による情報の取得やコミュニケーションを促進することにより、市民の誰もが互いに理解し合い、人格を尊重し、つながり、共生、尊厳を実感できる社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、障害者基本法の趣旨にのっとり、障害者のコミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大が図られるよう基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、必要な施策を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、発達障害、精神障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) コミュニケーション手段等 手話、要約筆記、点字、音訳、絵カード、重度障害者用意思伝達装置等の情報機器その他障害者が意思疎通又は情報の取得若しくは利用を図る際に必要な手段として活用されているものをいう。
- (3) コミュニケーション コミュニケーション手段等を用いた意思疎通をいう。
- (4) 障害特性 障害者の性別、年齢、障害の状態に応じた特性をいう。
- (5) 支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、盲ろう者（第7条第2項第3号に規定する障害を有する者をいう。）向け通訳・介助員その他通訳又は介助により障害者のコミュニケーション又は情報の取得若しくは利用について支援を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 コミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 障害者が自ら選択するコミュニケーション手段等を使用し、障害者でない者と共に地域生活を営む権利が最大限に尊重されること。
- (2) 障害者がその障害特性に応じたコミュニケーションのための手段を選択する機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大が図られること。
- (3) 市、市民及び事業者がそれぞれの障害特性に対する理解を深めるとともに、相互に連携及び協働を図ること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者が円滑にコミュニケーションをできる地域社会の構築を図るための施策を推進するものとする。

2 市は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第2項の規定により、当該障害者の障害特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進について合理的な配慮を行うものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、前条第1項に規定する市の施策（以下「市の施策」という。）に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、支援者との連携を図り、障害者がコミュニケーション手段等を利用しやすい環境の構築に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、市民及び事業者との連携の下に、障害特性に応じたコミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大のため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) コミュニケーション及び情報の取得の支援
- (2) コミュニケーション手段等の理解の増進及び普及啓発
- (3) 情報の取得の機会の拡大

2 障害特性に応じたコミュニケーションの支援に当たっては、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定める事項に留意するものとする。

- (1) 聴覚障害 手話通訳、要約筆記及び情報技術を活用した支援
- (2) 視覚障害 文字の点字化、音訳、拡大化、コントラストの強調及び情報技術を活用した支援
- (3) 盲ろう（聴覚及び視覚上の障害を併せ持つものをいう。） 触手話及び指点字を活用した支援
- (4) 知的障害、発達障害及び精神障害 それぞれの障害特性に対する正しい理解を踏まえ、平易な表現を用いた情報伝達による支援
- (5) 音声機能障害、言語機能障害又は肢体不自由 身体症状に起因する発声、発語等の困難さに応じた支援

3 市は、第1項の施策を推進するに当たっては、障害者、支援者その他の関係者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、前条第1項の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年6月1日から施行する。